

奈良市防災協力事業所登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等を地域の重要な防災力と考え、災害の発生時における協力を申し出た事業所等を防災協力事業所として登録する奈良市防災協力事業所登録制度を構築することにより、市、事業所及び地域が連携した防災協力態勢を整えて本市の災害対応能力の充実を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所等」とは、市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）をいう。

(登録手続等)

第3条 防災協力事業所として登録をしようとする事業所等は、奈良市防災協力事業所登録（変更）届（別記第1号様式）により市長に届け出るものとする。登録された内容に変更が生じた場合も、同様とする。

2 市長は、防災協力事業所として登録をしようとする事業所等が次のいずれかに該当するときは、当該事業所等について登録しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
- (2) 市税を滞納している事業所等
- (3) 事業所等又はその役員若しくはその役員であった者が届出の日前2年以内に当該事業所等の業務に係る刑事事件に関し起訴された事業所等（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が防災協力事業所として適当でないと認める事業所等

(協力業務)

第4条 災害発生時において、防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）に協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初期消火、障害物除去等に係る労務の提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資の提供
- (3) 避難所の提供
- (4) 負傷者等の搬送
- (5) 資機材の提供
- (6) その他市長が必要と認める業務

(登録の抹消)

第5条 市長は、登録事業所が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するもの

とする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 市内に有する店舗、工場、事務所等を第三者に譲渡又は売却し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
- (4) 登録した後に第3条第2項各号に該当することとなったとき。
- (5) 奈良市防災協力事業所登録抹消届（別記第2号様式）の提出により、登録の抹消を申し出たとき。
- (6) その他市長が防災協力事業所として適当でないと認めるとき。

（協力の要請）

第6条 市長は、登録事業所に協力業務について要請しようとするときは、奈良市防災協力要請書（別記第3号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請することができるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力業務
- (3) その他必要な事項

2 登録事業所は、前項の要請があったときは、その諾否、要請のあった協力業務に従事する者の氏名等、実施可能な協力業務の内容等について、奈良市防災協力業務諾否連絡票（別記第4号様式）により、市長に連絡するものとする。

（ボランティア活動保険への加入）

第7条 市長は、前条第2項の規定により登録事業所から協力の応諾の連絡があったときは、奈良市防災協力業務諾否連絡票に記載された協力業務の従事者のすべてについて、ボランティア活動保険に加入させるものとする。

（経費等）

第8条 協力業務に要する経費等は、登録事業所の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定によるボランティア活動保険に係る掛金は、市の負担とする。

（協力期間）

第9条 登録事業所の協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として、登録事業所本来の業務の支障とならない期間とし、市と登録事業所が協議して定める。

（登録事業所の公表等）

第10条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を公表することができる。

（庶務）

第11条 奈良市防災協力事業所登録制度に関する庶務は、危機管理課において処理する。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年5月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災協力事業所登録制度要綱の規定は同年4月1日から適用する。